

地域型保育事業の 認可基準について

平成25年6月10日

目 次

1	地域型保育事業の概要	1
2	地域型保育事業の認可基準について	2
	1 概要	
	2 認可基準設定に当たっての主な論点	
	3 その他の留意事項	
3	参考資料	8

1 . 地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

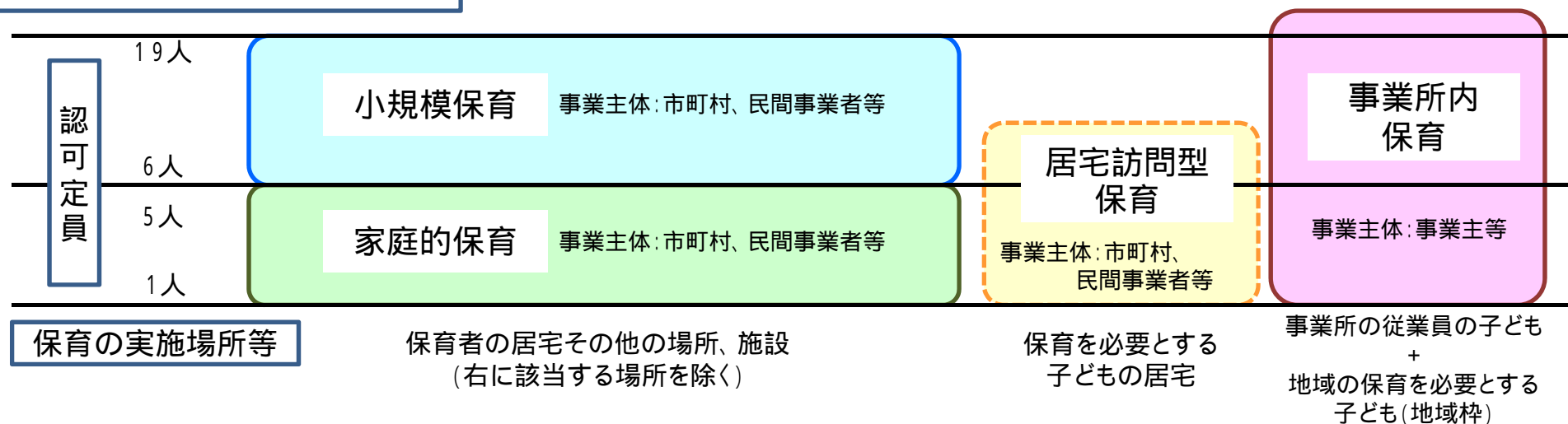
家庭的保育(利用定員5人以下)

居宅訪問型保育

事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

「基本制度」においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模保育や家庭的保育等の量的拡充も併せて、待機児童の解消を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



2 . 地域型保育事業の認可基準について

1 . 概要

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとすることとしている(保育所に関する認可制度と同様)。

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

国が定める基準については、

ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

これらの事業のうち、家庭的保育事業(現行は市町村事業)に関しては、従来の実施基準を踏まえて基準を策定することとした上で、その他の事業については、地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要となる。

その際、認可基準において求める水準(=コスト)は、別途、議論することになる地域型保育給付の公定価格ともリンクすることを念頭に置くことが必要。

その際、認可基準の検討に資するデータとして、今年度の実態調査を実施する予定であり、実施後、その集計・分析結果等について、お示しする予定。

(参考) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準の比較

	保育所 (都道府県等認可)	幼保連携認定こども園 (都道府県等認可)	地域型保育事業 (市町村認可)
従うべき基準 (国の基準と異なる内容を定めることができないもの)	職員の配置数 <u>居室の面積</u> <u>子どもの健全な発達等に密接に関連するもの</u> 例) 自園調理 保育の内容 等	職員の配置数 <u>居室の面積</u> <u>子どもの健全な発達等に密接に関連するもの</u> * 具体的内容は今後検討例) 自園調理 教育・保育の内容 等	職員の配置数 <u>子どもの健全な発達等に密接に関連するもの</u> * 具体的内容は今後検討例) 自園調理 保育の内容 等
標準 (国の基準を標準としつつ、合理的な理由があれば、異なる内容を定めることができるもの)	(居室の面積 平成26年度末まで、 39市区町村のみの特例)		
参酌すべき基準 (国の基準を十分に参照すれば、異なる内容を定めることができるもの)	例) 屋外遊技場の設置 屋外遊技場の面積 建物の防火基準 等	< 具体的内容は今後検討 > 例) 屋外遊技場の設置 屋外遊技場の面積 建物の防火基準 等	< 具体的内容は今後検討 > 例) <u>居室の面積</u> 屋外遊技場の設置 屋外遊技場の面積 建物の防火基準 等

2. 認可基準設定に当たっての主な論点

(1) 職員の資格・員数(従うべき基準)

現行制度

[認可保育所]

- ・保育士を原則とした上で、0歳児に対し3:1、1・2歳児に対し6:1の配置を求めている。

乳児6人以上を受け入れている場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことが可能(特区の全国展開により乳児が4・5人の場合も同様となる予定)。

[家庭的保育]

- ・家庭的保育者を 保育士又は 市町村が行う研修を修了した保育士以外の者、とした上で、すべての年齢に対し3:1(補助者1名を配置する場合、5人までの保育が可能)の配置を求めている。

[認可外保育施設]

- ・保育に従事する職員の概ね3分の1以上が保育士又は看護師であることを求めた上で、職員数については、保育所と同様の配置を求めている。

[グループ型小規模保育]

- ・複数(3ユニット以内)の家庭的保育により構成することを求めている。保育者については、家庭的保育と同様。

[へき地保育所]

- ・職員数については、児童福祉施設の設備運営基準の精神を尊重するとともに、保育士2人以上の配置を原則とした上で、やむを得ない事情があるときは、1人に限って保育に熱意を有する者を代替とすることが可能。

[事業所内保育施設]

- ・原則として認可外保育施設の指導監督基準の適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、認可保育所と同様、保育士を原則とし、0歳児に対し3:1、1・2歳児に対し6:1の配置を求めている。

検討に当たって考えられる主な視点

職員の保育士資格に係る基準について、どう考えていくか。

中でも、小規模保育については、保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育等、様々な国庫補助対象事業からの移行が考えられるが、どう考えていくか。

地方単独事業からの移行について、どう考えていくか。

家庭的保育の保育者に対して求めている研修要件について、どう考えていくか。

居宅訪問型保育事業については、現在、職員の資格要件 に関する基準はないが、職員の質の確保についてどう考えていくか。

全国保育サービス協会が実施している研修あり

(2) 面積基準(参酌基準)

現行制度

[認可保育所]

- ・乳児室は1人当たり1.65㎡以上、ほふく室は1人当たり3.3㎡以上、2歳以上児の保育室は1人当たり1.98㎡以上を求めている。

[家庭的保育]

- ・児童の年齢にかかわらず1人当たり3.3㎡以上を求めている。

[認可外保育施設]

- ・保育室として1人当たり1.65㎡以上を求めている。

[グループ型小規模保育]

- ・家庭的保育と同様。

[へき地保育所]

- ・保育室を設置した上で、面積については児童福祉施設の設備運営基準の精神を尊重することを求めている。

[事業所内保育施設]

- ・原則として認可外保育施設の指導監督基準の適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、2歳以上児の保育室は1人当たり1.98㎡以上を求めている。

検討に当たって考えられる主な視点

地域型保育事業は、保育所等の認可施設に比較すると規模が小さい点について、どう考えていくか。

小規模保育事業については、保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育等、様々な国庫補助対象事業からの移行が考えられるが、どう考えていくか。更に、地方単独事業からの移行について、どう考えていくか。

居宅訪問型保育は、相手方の居宅において保育を行う事業であり、面積基準を設ける必要があるか。

(3) 児童の適切な処遇、安全への配慮等に関する基準(従うべき基準・参酌基準)

自園調理・調理室

調理室・調理設備の設置及び給食の自園調理について、外部搬入の取扱い等を含め、どう考えていくか。

屋外遊戯場

屋外遊戯場の設置について、付近の広場、公園等による代替措置を含め、どう考えていくか。

耐火基準

耐火基準、避難経路の確保等の安全対策について、どう考えていくか。特に、オフィスビル、集合住宅、一般住宅、公民館その他の公共スペースなど、様々な施設設備の活用を念頭に置き、どう考えていくか。

建築基準法、消防法などの諸規制について、どう考えていくか。

事業所内保育施設における地域の子どもの受入

児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育施設については、従業員の子どもに加えて、地域の子どもを受け入れる必要があるが(地域枠)、どの程度の子どもを受け入れることを求めることにするか。

現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。

(平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。)

病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子どもに限定している。

介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。

地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能。

3. その他の留意事項

3歳未満児を対象とする地域型保育事業については、3歳以上児の学校教育・保育を行う教育・保育施設との連携(バックアップ施設)を確保することとされており、連携先の確保が難しい場合、市町村が調整することが可能としているが、この点について、どう考えていくか。

3 . 参考資料

1 . 参照条文

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。

- | | | |
|------|---|--------|
| イ（略） | } | （欠格事由） |
| ・ | | |
| ル | | |

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（次ページに続く）

市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

家庭的保育事業等：家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
- 二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

2 . 附帯決議（地域型保育関連部分抜粋）

<衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

<参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

3. 現行の各事業の主な基準比較表

詳細な比較表は次ページ以降参照

		認可保育所	認可外保育施設	事業所内保育施設 (雇用保険事業の対象施設)	家庭的保育
職員	資格	保育士	保育に従事する職員の概ね3分の1以上が保育士又は看護師	保育士	家庭的保育者 (市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識経験を有すると認められる者)
	員数	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1	保育所と同様	保育所と同様	乳幼児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)
施設	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	1人当たり1.65㎡ 0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ 2歳以上 保育室 1人当たり1.98㎡	9.9㎡(1人当たり3.3㎡) 3人を超える場合、1人につき3.3㎡追加
	屋外遊戯場	付近の代替場所含む 2歳以上 1人当たり3.3㎡	—	—	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭(付近の代替場所含む)
	調理室	必置	必置(外部搬入の場合は調理機能)	必置(外部搬入の場合は調理機能)	調理設備
処遇・安全等	給食	自園調理 (3歳以上は一定の要件の下で外部搬入可)	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能
	建物構造	耐火・準耐火構造物 2方向避難経路の確保 等	原則、保育所と同様	保育所と同様	—

事業所内保育施設については、雇用保険事業の助成金対象施設に関する基準

保育所分園は、原則、認可保育所と同様(調理室、給食等の特例有り)

へき地保育所は、児童福祉施設の設備運営基準(保育所の基準)を尊重して実施することを求めている。

グループ型小規模保育は、家庭的保育の基準を適合

4. 待機児童解消「先取り」プロジェクト事業・グループ型小規模保育事業の概要

「待機児童解消「先取り」プロジェクト」では、自治体が取り組みやすいよう、以下の措置を講じている。
 施設整備費支援については、通常より補助率を嵩上げし、自治体の負担割合を軽減[1～3の事業]、
 運営費支援については、「プロジェクト」参加自治体に特別に補助をし、自治体の更なる取組を促す[4～6の事業]
 5の事業については、新たに事業に取り組む場合は、既に地方単独で補助を実施している場合に比べて国の負担割合を高くしている。

	事業名	事業内容	補助率
【施設整備費支援】 自治体の負担を軽減	1. 保育所緊急整備事業	・保育所を整備する際の補助率嵩上げ ・土地借料補助 ・23年度4次補正で定員要件等を撤廃	国2/3、市町村1/12、設置者1/4 (参考)通常の整備 国1/2、市町村1/4、設置者1/4
	2. 賃貸物件による保育所整備事業	・賃貸物件を活用する際の補助率嵩上げ ・23年度4次補正で定員要件等を撤廃	国1/2、市町村1/4、設置者1/4
	3. 家庭的保育改修等事業	・家庭的保育を実施する際の賃借料・改修費等の補助率嵩上げ ・23年度4次補正で実施場所要件を緩和	国2/3、市町村1/3 (参考)通常の改修 国1/2、市町村1/2
【運営費支援】 特別に支援を行う	4. グループ型小規模保育事業	・複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する事業 ・23年度第4次補正で緊急時の安全対策等を管理する保育事業管理者の経費を創設	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
	5. 認可外保育施設運営支援事業	・最低基準を満たす認可外保育施設に対する運営費補助 ・23年度4次補正で開設準備経費を創設 ・24年度補正予算で補助単価を改善(認可と同程度)	既に市町村が補助している場合 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 新たに取り組む場合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
	6. 地域型保育・子育て支援モデル事業	・23年度4次補正で小規模かつ多機能な保育事業を実施し、地域の保育ニーズにきめ細かく対応する事業を創設	定額(1/2相当)

1～3の事業については、財政力指数1.0未満であることが要件。

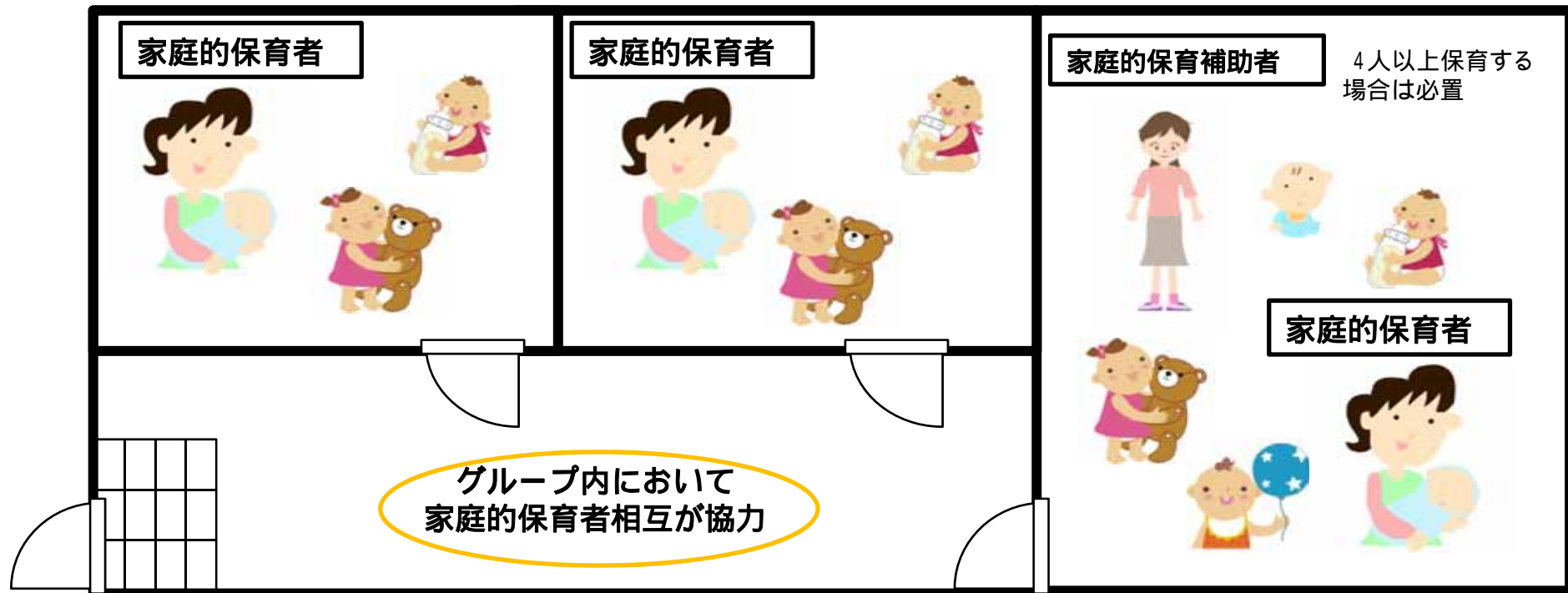
4及び5の事業について、指定都市・中核市が実施する場合の当該市の負担割合は、都道府県分と市町村分をあわせたものとなる。

グループ型小規模保育事業

～ 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト～

待機児童数が原則1人以上であり、待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する市町村が対象

- ・ 複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施
- ・ 1グループは原則3人（対象児童9人）まで。
ただし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は対象児童15人まで。
- ・ 家庭的保育者等の要件、経費等については、家庭的保育事業と同等



各事業の基準比較表（詳細版）

区分	保育所		認可外保育施設	事業所内保育施設 (雇用保険事業の対象施設)	家庭的保育事業
		位置付け			
根拠					
施設の性格	児童福祉施設		認可外保育施設	認可外保育施設(原則、届出義務なし)	児童福祉法に基づく市町村事業
根拠法令	児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法、認可外保育施設指導監督基準	児童福祉法、認可外保育施設指導監督基準、事業所内保育施設ガイドライン	児童福祉法、児童福祉法施行規則、家庭的保育事業ガイドライン
職員配置					
必要な職員の職種と員数	保育に従事する職員:保育士 員数:[0~2歳児] [3歳以上児] 0歳児 3:1 3歳 20:1 1~2歳 6:1 4~5歳 30:1 常時2人以上の配置は必要 0~2歳児を受け入れる場合の保健師又は看護師の 嘱託医、調理員(調理業務を全委託している場合を除く)	従うべき	保育に従事する職員:概ね3分の1以上が保育士又は看護師 員数は保育所の最低基準以上。 11時間を超える時間帯は、保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置。(この場合は1人が保育士又は看護師)	保育に従事する職員:保育士 員数:保育所の最低基準以上。 常時2人以上の配置は必要	家庭的保育者 (市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者) 員数:乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2 補助者は市町村の研修修了が必要
		従うべき		看護師(体調不良児対応型運営を行う場合)	
施設及び設備					
備えなければならない施設設備と面積	[2歳未満] 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ [2歳以上] 保育室又は遊戯室 1人当たり1.98㎡	従うべき	保育室 1人当たり1.65㎡ 0歳児は他年齢の幼児の保育を行う場所と区画	[2歳未満] 乳児室 1人当たり1.65㎡ [2歳以上] 保育室 1人あたり1.98㎡ 両室は区画されていることが必要 改正前は施設全体では1人あたり7㎡以上	9.9㎡(1人当たり3.3㎡) 3人を超える場合、1人につき3.3㎡を追加 保育中は専用の部屋とすることが必要
	調理室	従うべき	調理室(外搬を行う場合、調理機能)	調理室	調理設備
備えるよう努める施設設備等と面積	医務室(2歳未満)	参酌		安静室(体調不良児対応型) 2人以上の横臥が可能であり、1人当たり1.98㎡以上 保育室等との区画	
	便所	参酌	便所(概ね20人につき1以上)	便所(概ね20人につき1以上) 手洗設備付、乳児室等との区画必要	便所
	屋外遊戯場(付近にある代替場所含む) 2歳以上の幼児1人当たり3.3㎡	参酌			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭(付近にある代替場所を含む)
保育に必要な用具 保育室又は遊戯室に備え付け	参酌				
耐火基準	保育室等を2階に設置する場合 保育室等に乳幼児転落事故防止設備 耐火建築物又は準耐火建築物 2階以下の区分ごとに1以上設置(2方向避難の確保) 常用・屋内階段 ・屋外階段 避難用・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路これに準ずる施設 ・屋外階段	参酌	保育室等を2階に設置する場合 保育室等に乳幼児転落事故防止設備 耐火建築物又は準耐火建築物 2階以下の区分ごとに設置(2方向避難の確保) 常用・屋内階段又は屋外階段を1以上 避難用・屋内避難階段(建基令の上乗せ)又は特別避難階段、バルコニー、準耐火構造の屋外傾斜路 又は屋外階段を1以上 のいずれも満たさない場合、災害設備・定期訓練に特に留意	保育所と同様	なし
	保育室等を3階以上に設置する場合 耐火建築物 3階以下の区分ごとに1以上設置(2方向避難の確保) 常用・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 4階以上は屋内避難階段、特別避難階段、屋外避難階段 避難用・屋内避難階段又は特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外階段 4階以上は屋外避難階段のみ 調理室以外の部分と調理室を防火区画で区画(スプリンクラー、自動消火装置を設けている場合の特例有り) 避難路の歩行距離が30m以下 壁、天井の仕上げが不燃材料による仕上げ 保育室等に乳幼児転落事故防止設備 非常警報器具・設備、火災通報設備 可燃性のカーテン、敷物、建具等の防火処理		保育室等を3階以上に設置する場合 耐火建築物 3階以下の区分ごとに1以上設置(2方向避難の確保) 常用・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 4階以上は屋内避難階段、特別避難階段、屋外避難階段 避難用・屋内避難階段又は特別避難階段 耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外階段 4階以上は屋外階段のみ 調理室以外の部分と調理室を防火区画で区画(スプリンクラー、自動消火装置を設けている場合の特例有り) 避難路の歩行距離が30m以下 壁、天井の仕上げが不燃材料による仕上げ 保育室等に乳幼児転落事故防止設備 非常警報器具・設備、火災通報設備 可燃性のカーテン、敷物、建具等の防火処理	保育所と同様	なし

区分	保育所		認可外保育施設	事業所内保育施設 (雇用保険事業の対象施設)	家庭的保育事業
		位置付け			
運営上の基準					
開設日数	約300日	通知			
保育時間	8時間を原則(34)	参酌	開所時間は11時間が前提		8時間を原則として市町村が定める時間
	延長保育、一時保育を実施 2 開所時間は11時間原則	通知			
保育内容	保育所保育指針に従って行う(35)	従うべき	保育所保育指針に準じる		保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して行う。
食事提供	自園調理(11) 3歳以上児は外部搬入可能(32の2) 3歳未満児は公立のみ特区で外搬可能	従うべき	明確な規制なし。 (外部搬入は認められている)		保育所と同じ(準用) 自園調理除く
	非常災害に必要な設備の設置、毎月1回以上の訓練(6) 職員の一般要件(7) 職員の知識及び技能の向上(7の2) 他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務(8)	参酌 参酌 参酌	非常災害に必要な設備の設置、定期的(毎月1回以上)な訓練 職員の知識及び技能の向上	非常災害に必要な設備の設置	火災報知器、消化器の設置、定期的な訓練 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用)
適切な処遇	入所者の平等取扱い(9)	従うべき	乳幼児の人権に対する十分な配慮(虐待、差別的待遇の禁止)		保育所と同じ(準用)
	虐待等の禁止(9の2)	従うべき		保育所と同じ(準用)	
	懲戒に係る権限濫用禁止(9の3)	従うべき			
保健	衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付(10) 登園停止など具体的対応は感染症対策ガイドライン	参酌 通知	衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付	医療機関との協働体制	保育所と同じ(準用)
	入所者(年2回)、職員の健康診断(12) 学校保健安全法の健康診断に準じて実施	参酌	入所者(入所時、年2回)、職員の健康診断		保育所と同じ(準用)
秘密保持	内部規程の策定(入所者への援助、施設管理)(13) 職員、財産、収支、処遇状況に係る帳簿整備(14)	参酌 参酌	職員、財産、収支、処遇状況に係る帳簿整備		収支状況に係る帳簿整備(ガ) 保育所と同じ(準用)
	秘密保持義務(14の2) 苦情対応(窓口設置等)(14の3)	従うべき 参酌	秘密保持義務 苦情対応(窓口設置等)		保育所と同じ(準用)
	3歳以上児に対する給食の外部搬入に係る特例(32の2)	従うべき			
その他 (事業特有のもの)	保護者との連絡(36)	参酌	保護者との連絡		保護者との密接な連絡(市)
	公正な選考(認定こども園)(36の2)	参酌			保育所その他の関係機関との連携(市)
	適正な利用料の設定(認定こども園)(36の3)	参酌			所得に応じて設定(ガ)
評価等	自己評価(社福法78)、第三者評価(社福法78) ガイドラインにより実施	努力義務			巡回指導等による支援、保育者間の交流促進、代替保育の確保、集団保育体験の機会提供(市)
	積極的な情報提供(児福法48条の3)	努力義務	提供するサービス内容の揭示、契約内容の書面交付		適切な情報提供(ガ)
定員	原則60人以上(都市部、へき地など、60人以上の定員を設けることが難しい地域においては、20人以上)	通知	特になし(届出義務は6人以上の受入施設) 定員を設定していない場合、同時に受入可能な人数を申請		原則3人まで(補助者を置く場合5人まで)
	第二種社会福祉事業の要件として、定員20人以上				

保育所に関しては、地方分権一括法による改正後のものであり、平成24年4月より、国が定める設備運営基準(省令)に基づき、地方自治体が条例により基準を制定

基本的に認可外保育施設指導監督基準の適用を受ける。ガイドラインに基づく上乗せ部分を記載

病院内保育所、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。